



沖勞発雇均 第 号

平成 年 月 日

代表者 殿

沖 縄 労



男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に基づく  
報告徴収について

日頃より、労働行政の推進に格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、沖縄労働局では、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）第 29 条、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第 56 条（以下「育児・介護休業法」という。）及び、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第 18 条（以下「パートタイム労働法」という。）に基づき、事業所の雇用管理について報告徴収を実施しております。

つきましては、御多用の折恐縮ですが、貴事業所に対し、報告徴収を実施いたしますので、人事労務責任者（課長相当職以上）の対応よろしくお願い申し上げます。

その際、お手数ですがあらかじめ別添ヒアリング票に御記入いただき、下記資料についても併せて御準備いただきますようお願いいたします。


なお、本報告徴収に応じただけでない場合は、男女雇用機会均等法第 33 条、育児・介護休業法第 66 条及びパートタイム労働法第 30 条に基づき、20 万円以下の過料を科せられる場合がありますので御了知ください。

#### 記

- 1 日 時 : 平成 年 月 日 ( ) 時 分 (聴取時間 1 時間 30 分程度)  
※日時について御都合の悪い場合は、再度調整の上訪問させていただきますので下記あて御連絡ください。
- 2 訪 問 者 : 雇用均等指導員
- 3 徴 収 事 項 : ・職場におけるハラスメント対策及び母性健康管理に関する措置、  
ポジティブ・アクションの推進等について  
・育児・介護休業規定等の整備状況及び利用状況  
・パートタイム労働者と正社員の職務内容、賃金の決定方法、  
正社員への転換制度等について など

- 4 提出資料： ① 企業概要パンフレット  
② 就業規則（ハラスメント、母性健康管理、パートタイム労働、  
育児・介護休業に関する部分）  
③ 組織図・人員配置図、業務分担表  
④ 雇入通知書（労働契約書）  
⑤ 服務規律、コンプライアンスマニュアル、ちらし、社内報、  
ホームページ等でハラスメントに関するもの  
⑥ ポジティブ・アクションの取り組みに関する資料等  
⑦ パートタイム労働に関する資料等

5 連絡先： 沖縄労働局 雇用環境・均等室

所在地： 

(窓口番号①～②)

電 話：  F A X： 